

生徒生活心得

学校生活を有意義なものにするためには、規範意識を高めるとともに、規則正しい生活の中で、何事にも意欲的・自主的に取り組むことが大切である。お互いが人権を尊重しあい、公序良俗に反することく集団生活の規律を守ること。

1 礼儀

- (1) 挨拶や会釈をする。
- (2) 人と接する場合は、本校生としての誇りを持ち、正しい言葉を用い、穏やかな温かみのある態度で対応する。

2 服装

- (1) 学習活動に適したものを着用する。
- (2) 制服はあるが、その着用は自由である。但し、式典等への参加は、それにふさわしい服とする。

3 生活

- (1) 法律や条例等、社会のルールを守る。
- (2) 金銭や貴重品は自己で管理する。
- (3) 欠席・遅刻・早退をする場合は必ず担任に申し出る。許可なく中抜けはしてはならない。
- (4) 学校敷地内は禁煙とし、VAPE・電子タバコも該当する。又、20歳以上であっても酒気を帯びての登校はしてはならない。
- (5) 選挙権等の行使については、関連法規等を守り、違法行為をしない。

4 交通

- (1) 交通ルールを身につけ、交通規則・道徳を守る。なお、交通事故及び道路交通法違反をした場合には速やかに担任に申し出る。
- (2) 自転車でのヘルメット着用を推奨し、着用は努力義務とする。
- (3) 運転免許取得を希望する者は、「生徒通学用車両と交通の心得」をよく読み、事前に取得許可願を提出する。免許を取得した際には、速やかに学校に報告し、所定の書類を提出する。
- (4) 学校に登録した生徒通学用車両以外の車両での登校は認めない。やむを得ない場合は、登校前に学校に連絡して許可を得る。
- (5) スクーターを購入する際は、「通学用スクーター留意事項」を必ず守る。
- (6) 生徒通学用車両については、「生徒通学用車両と交通の心得」による。
- (7) 徒歩での通学については、スケートボード・エスボード・インラインローラー・ローラーズスケート等、危険を伴ったり歩行者の妨げになったりするものでの通学は認めない。

5 校則の見直し

- (1) 3学期に行う生徒生活アンケートで、校則見直しの意見が過半数を超えた場合、4月に各学級で議論し、案を策定する。
- (2) 各学級の議長・副議長からなる議長会（校則検討委員会）に提案され、審議を経て、案として決定される。
- (3) 議長会（校則検討委員会）での発議を受け、生徒総会の審議を経て、承認を受ける。
- (4) 生徒総会の承認を受けた後、職員会議での審議を経て、校長の最終決裁を受けて決定となる。

特別指導の指導措置基準

（指導措置基準）

1 指導にかかる一般の問題行動

- (1) 暴言、授業妨害等、その他授業に関する本校のルールを守らない場合
- (2) 恐喝、暴力、窃盗、傷害、薬物乱用、凶器所持
- (3) いじめ、けんか
- (4) 20歳未満の飲酒、喫煙、飲酒・喫煙同席、酒類・タバコ・ライター所持、賭博
- (5) 20歳以上の学校敷地内での喫煙並びに飲酒
- (6) 器物破損（落書きを含む）
- (7) 考査中の不正行為
- (8) その他、触法行為全般（逮捕・検挙等）

2 指導にかかる交通の問題行動

- (1) 暴走行為、共同危険行為
- (2) 無免許運転
- (3) 無免許運転幫助
- (4) 50cc超の自動二輪使用、免許取得
- (5) 定員外乗車、ノーヘルメット（運転者、同乗者）
- (6) その他の交通事故、交通違反
- (7) 学校指定外車両での通学
- (8) 自転車、原付、自動車における無許可登校

通学用スクーター 留意事項

原動機付自転車については、スクータータイプの原動機付自転車とし、スポーツ・ミッションタイプは禁止とします。原則メーカー出荷時の状態とし、改造車両は認めません。

中古等で購入される場合、または中古の車両を利用される場合は、特に以下の事項に注意すること。



※販売店での純正追加オプションもついていないこと

禁止事項

- ①ヘッドライト、ウインカーの変更（バルブを含む）
- ②サイドスタンド
- ③マフラーの変更、マフラーカバーの欠損、マフラー・パイプの穴あき
- ④フェンダーの変更
- ⑤リヤキャリア（有無）、リアスポイラーの変更
- ⑥バックミラーの変更
- ⑦ホイールの変更
- ⑧サスペンション関連の変更
- ⑨ホーンの変更
- ⑩修理以外の塗装やシール
- ⑪その他メーカー出荷状態と異なるもの

生徒通学用車両と交通の心得

通学に車両を使用して登校する者は、交通規則を必ず守り、秩序ある通学をおこなうとともに細心の注意を払って、交通事故の加害者にならないように心がける。又、「許可願」を提出して必ず許可を得る。

- 1 通学に使用する車両（生徒通学用車両）は、自転車（電動キックボードは禁止）、排気量50cc以下の原動機付自転車、普通自動車（準中型を含む）とし、それ以外は許可しない。又、車両の貸し借りをしてはならない。
- 2 原動機付自転車（二輪に限る）については、スクータータイプの原動機付自転車とし、スポーツ・ミッションタイプは禁止とする。原則メーカー出荷時の状態とし、改造車両は認めない。なお、在学中に普通免許を取得した場合、登校に使用する乗用車についてもノーマル車両のみ許可する。また、普通免許を取得し乗用車を所有した者が入学した際も、原則ノーマル車両とし、生徒指導委員会の許可をうけて登校する。
- 3 使用車種などに変更があった場合は、速やかに届け出る。
- 4 原動機付自転車・普通自動車を使用して通学する者は、必ず任意保険に加入する。
- 5 生徒通学用車両は、徳島科学技術高校敷地内の指定された位置に整頓して置き、必ず施錠する。その他の場所へ駐車し、通学することは認めない。
- 6 原動機付自転車・普通自動車は、通用門を利用する。
- 7 原動機付自転車・普通自動車は騒音を発しないように静かに運転する。
- 8 通学許可後、本校の交通指導に従えない場合は、通学許可を取り消す場合がある。

徳島科学技術高校駐車場略図

